

愛南町企業誘致支援業務仕様書

1 業務名

愛南町企業誘致支援業務

2 業務目的

令和4年度を初年度とする第3次愛南町総合計画では、『ともに^{いろどり}彩^{はぐく}を育むまち いろこい あいなん』を愛南町の将来像に設定し、海や山の自然な^{いろどり}彩^{いろどり}に加え、まちに“ささえあい”や“にぎわい”、“子どもやおとなの愛顔”などの花実が咲き、さまざまな^{いろどり}彩^{えがお}があふれることをイメージしている。

したがって、本業務においては、そのような本町のブランドイメージ向上に合致するような商工業の振興を目指すため、本町の地域資源及び地域課題を分析の上、地方進出を検討している企業の動向を踏まえ、本町にふさわしい企業誘致のあり方を提案し、本町独自の企業誘致戦略を策定することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和5年1月31日(火)

4 業務内容

(1) 「愛南町企業誘致戦略書」の策定

次の事項を全て網羅した「愛南町企業誘致戦略書」を策定すること。

ア 愛南町の自然、生活環境、産業、施設等の地域資源及び地域課題を洗い出し、整理の上分析すること。

イ アにより企業を誘致すべき産業分野を選定し、地方進出を検討している企業のうちどのような企業にアプローチしていくべきか、またその企業にとっての進出メリットを提案すること。

ウ 「愛南町企業誘致戦略」の策定過程において、庁内関係各課及び町内関係者に対してヒアリングを行うなど、幅広い情報収集及び詳細な分析のため積極的な調査を行うこと。

エ 新規雇用の創出、町内企業との連携、地域コミュニティの形成など企業誘致後の波及効果も見据えた企業誘致活動方針を提案すること。

オ 企業誘致に応じた施設整備、企業誘致支援制度、ワーケーションの可能性等の企業誘致のための環境整備の提案を行うこと。

カ 上記のほか、受託者の提案によること。

5 成果物

(1) 成果物の納品

受託者は、成果物を業務完了日までに愛南町商工観光課に納品すること。

(2) 成果物の納品形式

本業務の成果物納品形式は次のとおりであるが、全て電子データによる納品(電子データによることが不可能なものを除く。)も行うこと。

ア 愛南町誘致戦略書製本(2部)

イ 愛南町企業誘致戦略の協議、会議及び関係者ヒアリング報告書(2部)

ウ 愛南町企業誘致支援業務実績報告書(2部)

エ 上記のほか、業務遂行に必要な資料(2部)

6 その他

(1) 業務について疑問が生じた場合は、愛南町商工観光課担当者と協議を行い、業務の円滑な進捗を期さなければならない。

(2) 受託者は、本業務で知り得た事項及び関連資料を当該業務に関わる者以外に漏らしてはならない。

(3) 本業務契約に基づいて作成された成果物の著作権は、愛南町に帰属する。

(4) 本業務に当たっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

やむを得ず第三者が著作権を有する映像、意匠、ソフト等を使用する場合には、あらかじめ愛南町と協議の上、著作権法に定められた手続きによること。

(5) 受託者は、業務が完了したときは成果物を遅滞なく提出して、愛南町商工観光課の検査を受けなければならない。

(6) 本仕様書に記載していない事項又は疑義が生じた場合には、愛南町商工観光課と協議の上、対応を決定すること。